

まんのう町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 9 月 20 日

令和 3 年 8 月 20 日

まんのう町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会に関する法律（以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられている。

まんのう町の南側は標高 1,000m を超える竜王山、大川山を主峰とする讃岐山脈が連なり、東西側も 50m～500m の山々に囲まれており、町の南側約半分を山地が占め、その中を県下唯一の一級河川土器川が流れ、満濃池をはじめとする約 900 ものため池が点在している。平地部は満濃池より北側に広がり、県道沿いに一部市街地が形成され、中山間部では過疎化が進行している状況にある。

このような地域性から、町内農地の利用状況は平地と中山間地で異なっている。平地では、米麦や野菜を中心とした土地利用型農業が行われおり、農地中間管理事業による農地貸借を中心とした担い手への農地集積・集約化を進め、中山間地においては、過疎化による農業後継者不足や高齢化による労働力の低下により遊休農地や耕作放棄地の増加が懸念されることから、その発生防止や解消に努めるとともに担い手への農地の集積・集約化を進めていく必要がある。併せて町内の認定農業者が慢性的に不足していることから、新規就農・新規参入の促進について、積極的に取り組んでいく必要も生じている。

以上のような観点から、まんのう町の特性を生かし、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当する区域での活動を推進しながら「農地等の利用の最適化」を図るために、まんのう町農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は令和 5 年度を目標とし、農業委員と推進委員の改選期に合わせて 3 年ごとに検証・見直しを行うものとし、単年度の具体的な活動については、毎年度作成する「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(ha)	遊休農地面積(ha)	遊休農地の割合(%)
現状(平成 30 年 3 月)	2,285	55.0	2.41
3 年後の目標(令和 3 年 3 月)	2,270	50.0	2.20
実績	(2,257)	(137.1)	(6.1)
目標(令和 6 年 3 月)	2,255	45.0	2.00

【目標設定の考え方】

- ① 令和 6 年度末までに、遊休農地面積を令和 3 年度から 10ha 以上減少させることを目標とする。
- ② 新たな遊休農地の発生を防止する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による農地の農業上の利用の意向についての調査（以下「利用意向調査」という。）の実施については、農業委員と推進委員でチーム体制により実施する。前述の調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づいて実施する。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等の農地パトロールについては、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地利用の調整を行う。

② 香川県農地機構との連携について

利用意向調査の結果により、農地所有者の意向を踏まえたうえで速やかに香川県農地機構への貸付の可否を確認する。

③ 非農地判断について

既に荒廃化が進み、農地への復元が困難な農地については、農地所有者や地域の意向を確認し農業振興地域整備計画や農地転用許可審査基準等との整合を審査したうえで、慎重に非農地判断を検討する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(ha)	集積面積(ha)	集積率 (%)
現状(平成 30 年 3 月)	2,230	595	26.68
3 年後の目標(令和 3 年 3 月)	2,220	745	33.55
実績	(2,120)	(524.6)	(24.7)
目標(令和 6 年 3 月)	2,210	884	40.00

【目標設定の考え方】

香川県の農地中間管理事業の推進に関する基本方針（平成 28 年 9 月）では、令和 6 年度末までに、担い手への農地利用集積率を 67%まで引き上げることを目標としているが、まんのう町農業委員会の目標設定については、現実的な数値目標として集積率を 40%としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 町広報、農業委員会だより等を活用し、農地中間管理事業の周知を行う。

② 香川県農地機構の農地集積専門員との連携を密にして、未耕作地や将来的に遊休化する可能性がある農地の所有者と担い手との利用調整を図り、農地集積を進める。

③ 地域の農業者との意見交換会等を開催し、将来的な農地利用について合意形成をとり、農地の集積・集約を図ることによって、生産性の向上に寄与する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（法人含む）	新規参入者取得（借入）面積(ha)
現状(平成 30 年 3 月)	5	12
3 年後の目標(令和 3 年 3 月)	14	27
実績	(11)	(22.2)
目標(令和 6 年 3 月)	23	42

【目標設定の考え方】

年間 3 経営体（法人含む）の新規参入で、年間 5ha の農地取得（借入含む）を目標とする。

(2) 新規参入に向けた具体的な推進方法

- ① 農業関係機関である香川県農業改良普及センター、まんのう町、J A 等と連携して新規参入者の受け入れ条件の整備を図るとともに農業経営相談にも関わり、営農に関する助言を行う。
- ② 売買や貸借可能な農地の斡旋により、マッチング作業を行う。
- ③ 集落営農法人の立ち上げに際しては、協議に加わり指導や助言を行う。